

## 令和5年度宮城県介護特定技能外国人マッチング支援事業実施業務 企画提案募集要領

### (募集事項)

第1条 事業の募集については以下の各号のとおりとする。

(1) 案件名

令和5年度宮城県介護特定技能外国人介護人材マッチング支援事業実施業務

(2) 事業の目的

本県では、団塊の世代すべてが後期高齢者となる2025年において、介護職員が約5千人不足する見込みであり、介護職員の確保が喫緊の課題となっている。

県内介護施設等においても、介護人材の不足が深刻化する中、外国人材の受入れが進められており、外国人材の活用についての関心やニーズが高まっているが、外国人材の受入に興味はあるが不明点が多くどうしたらよいかわからない、優良な送り出し機関の選定が難しいなどの意見が多い。

本業務は、登録支援機関や送り出し機関の紹介等を通じて介護施設等が抱える不安を解消し、特定技能外国人のマッチングの支援を行うことにより、外国人介護人材の受入れを促進していくものである。

(3) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

(5) 事業費（委託上限額）

15,215,570円（消費税及び地方消費税（10%相当）の額を含む。）

(6) 実施場所

宮城県内

(7) その他

委託業務の実施に関して、受託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と契約予定者で協議の上決定する。また、実際の業務内容や進め方については、逐次県と協議して決定する。

### (応募資格)

第2条 応募は事業者単位で行うものとし、以下の事項を満たしている事業者であることを条件とする。

(1) 宮城県内に事業所を有する法人であること。

(2) 当該事業を実施する体制が整っている又は整うことが見込まれること。

(3) 応募後、業務委託先決定者は、企画提案内容及び仕様書内容を確実に実行すること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。

(5) この事業の募集開始時から企画提案書提出までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。

(6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。

(7) 県税に未納がないこと。

(8) 上記（1）から（7）を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が（2）から（7）を満たさなければならないほか、企画提案書に当該複数事業者の名称及び委託内容、目的、理由等を詳細に記述すること。

また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約

(本県との関係性においては再委託に該当。)により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

(事業の予定)

第3条 募集開始から契約締結、業務着手から完了に至るまでの予定は下表のとおりとする。

年 月 日	内 容
令和5年4月7日(金)	事業公告・応募受付開始
令和5年5月8日(月)	企画提案書提出締切
令和5年5月15日(月)	選定委員会の開催
令和4年5月中旬～下旬	選定結果の通知及び公表
令和4年5月下旬	仕様書の作成・相談等、見積合せ
令和4年5月下旬	契約締結、事業計画書等提出
令和4年6月上旬	事業実施
令和6年3月29日(金)	委託契約期間終了

(企画提案書等の提出等)

第4条 企画提案書等の提出については、以下のとおりとする。

(1) 提出書類

- イ 企画提案提出書(様式1) 1部
- ロ 企画提案書及び添付資料(企画提案の内容がわかるもの) 8部
- ハ 応募条件に関する宣誓書(様式2) 1部
- ニ 事業経費積算書(様式3) 8部
- ホ 業務実施スケジュール表(様式4) 8部
- ヘ 法人の概要(既存のパンフレット等) 8部
- ト 定款等の写し 1部
- チ 履歴事項証明書 原本1部
- リ その他企画提案に関連する書類 必要がある場合1部

前記第2条(8)により、事業の一部を再委託する場合は、海外の提携先等も含め、必要に応じて県が再委託先についてもヘ～チの書類の提出を求めることがある。

(2) 提出期限

令和5年5月8日(月)(必着)

(3) 提出方法及び提出先

- イ 提出方法 郵送又は持参(窓口受付:平日のみ、午前8時30分から午後5時15分まで)
- ロ 提出先 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 (宮城県庁7階北側)  
宮城県保健福祉部長寿社会政策課 介護人材確保推進班 宛て

(4) 規格

- イ 企画提案書は、任意様式でA4サイズ横書き、20ページ以内(添付書類は含まない。)とし、簡潔でわかりやすい内容とすること。
- ロ 企画提案書には、表紙を付け、法人等名、担当者の氏名及び連絡先(電話番号、電子メールアドレス)を記載すること。また、ページ番号を付し、表紙の後に目次を入れること。
- ハ 添付資料は必要最低限とし、企画提案書との関連をわかりやすく表示すること。
- ニ カラー印刷も可とする。
- ホ 無効の取扱い  
次のいずれかに該当する場合は、応募者を無効とする。

- (イ) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
  - (ロ) 本実施要領等に従っていない場合
  - (ハ) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
  - (ニ) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ又は不正の利用を得るために連合した応募者が提出した場合
  - (ホ) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案である場合
- (5) その他
- イ 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式5）を提出すること。ただし、この場合であっても、既に提出された企画提案書は返却しない。
  - ロ 企画提案書等の提出後の差し替え、変更、取り消し及び再提出は認めない。
  - ハ 審査は提出された企画提案書により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。
  - 二 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、個人情報や事業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。

#### （企画提案書等の記載事項）

第5条 企画提案書等作成に当たっては、業務内容を十分に踏まえた上で、必ず次の事項を記載すること。

- (1) 介護特定技能外国人マッチング支援事業実施業務
  - イ 事業説明会等による本事業の周知及び参加介護施設等の募集
  - ロ 特定技能外国人の募集及び介護施設等への募集情報等の提供
  - ハ 登録支援機関の介護施設等への情報提供等
  - ニ マッチングの成立した特定技能外国人及び受入介護施設等への支援
  - ホ 業務の広報等
- (2) 業務の実施体制  
本業務を実施するにあたっての体制の詳細を記載すること。また、業務の責任者を明記するとともに、その者の職・氏名を示すこと。
- (3) その他
  - イ 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とし、提出された企画書は返却しない。
  - ロ 企画書の著作権は、当該企画書の提出者に帰属する。
  - ハ 採用された企画書については、内容の一部変更を認める。
  - ニ 本業務により得られた成果は、全て県に帰属するものとする。
  - ホ 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、県は本業務を延期または取り止めることがある。

#### （事業に関する質問等）

第6条 事業に関する質問等については、以下のとおりとする。

- (1) 提出方法
  - イ 質問票（様式6）により、電子メールにより質問すること。
  - ロ 電子メールアドレス [choujuz@pref.miyagi.lg.jp](mailto:choujuz@pref.miyagi.lg.jp)  
（宮城県保健福祉部長寿社会政策課 介護人材確保推進班 宛て）
  - ハ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(2) 受付期限 令和5年4月21日(金)午後5時まで

(3) 回答方法等 令和5年4月28日(金)(予定)

長寿社会政策課のホームページに掲載する。

ただし、参加資格に関することや、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

なお、すでに当該ホームページに掲載している内容についての質問や当該事業に関係のない質問に対しての回答は行わないものとする。

(審査・選定)

第7条 選定委員会により、第3項の評価基準に基づき、提出された申込書等による審査を行うこととする。

2 審査の結果、総合評価が高い提案者から順に委託先候補者として選定する。

3 評価基準は以下のとおりとする

(1) 現状及び課題の分析、課題解決に向けた取組の方向性(10点)

イ 現状と課題を的確に把握し分析しているか。(5点)

ロ 課題解決に向けた方向性と事業趣旨との整合性が図られているか。(5点)

(2) 業務全般に関すること(25点)

イ 業務の目的を達成するために十分な人員体制を有し、委託期間中、確実に事業を実施できる体制となっているか。また、業務遂行が困難になった場合の人員補助体制は十分か。(10点)

ロ 業務の実施スケジュールは適切か。(10点)

ハ 業務の目的や内容を十分理解した上での提案となっているか。(5点)

(3) 介護特定技能外国人マッチング支援の内容(提案内容が、仕様書5委託業務の内容に合致し、かつ具体的に説明されているか。)(40点)

イ 事業説明会等による本事業の周知及び参加介護施設等の募集について(10点)

ロ 特定技能外国人の募集及び介護施設等への募集情報等の提供について(10点)

ハ 登録支援機関の介護施設等への情報提供等について(10点)

ニ マッチングの成立した特定技能外国人及び受入介護施設等への支援について(5点)

ホ 業務の広報について(5点)

(4) 事業実施の提案に関すること(25点)

イ 宮城県内の介護に関するニーズ・最新の外国の状況やニーズを把握しているか。(5点)

ロ 外国人介護人材関係の制度・実態について正しく理解しているか。(5点)

ハ 優秀な特定技能外国人を募集し、マッチングに結びつけることができるか。(対象となる外国人材の日本語能力・介護技術の質が確保されているかなど)。(15点)

4 一次審査(書面審査)

イ 実施日 令和5年5月9日(火)(予定)

ロ 審査方法

応募のあった企画提案書について、3評価基準に基づき審査し、各委員が採点した評価点の総計が満点の6割以上を満たす上位3者を選定し、最高点を付けた委員が多い提案者から順に順位を決定する。ただし、提案者が3者以内の場合は、一次審査を省略し、プレゼンテーション審査対象者とする。

ハ 一次審査結果の通知

全ての応募者に対し、令和5年5月11日(木)に選定結果及び上位3者に対してはプレゼンテーション審査日程を電子メールにて通知する。

なお、一次審査を実施しなかった場合は、全ての応募者に対しプレゼンテーション審査日程を電子メールにて通知する。

5 プレゼンテーション審査

イ 実施日 令和5年5月15日(月)(予定)

ロ 実施会場 仙台市青葉区内

ハ 審査方法

(イ) 参加者は、応募者1者につき3名以内とする。

(ロ) 応募者1者当たりの持ち時間は35分(説明20分、質疑応答15分)とし、応募者ごとに個別に行うものとする。

(ハ) プレゼンテーション審査に参加しない応募者の提案は、無効とする。

(ニ) 応募者は、応募した企画提案書(書面)に基づいて提案内容の説明を行うものとし、当日の追加資料の配布や資料の差し替え等は認めない。

(ホ) スクリーン及びプロジェクターを準備するので、プレゼンテーションにパソコンを使用する際は持参すること。

(ヘ) 評価は3(1)、(2)、(3)及び(4)に規定する方法に準じて行い、委員ごとに各提案者の評価点を計算し、各委員の評価点の平均が満点の6割以上で、最高点を付けた委員が多い提案者を委託先候補者として選定する。

(ト) 前項において最高点を付けた委員が同数の提案者が複数いる場合は、各委員の評価点を合計した点数が最も高い者を上位の候補者とする。

(チ) 前項の方法を用いてもなお候補者が複数いる場合は、提出した見積書の金額が最も少額である者を委託先候補者とする。

ニ プレゼンテーション審査結果の通知

審査終了後は、プレゼンテーション審査に参加した全ての応募者に審査結果を速やかに通知するほか、企画提案者の名称及び評価点数を公表する。ただし、公表に当たっては、選定された契約予定者以外は個別の評価点数が特定できないよう配慮する。

6 その他 審査(選定)内容に関する質問には応じられない。

(失格事由)

第8条 失格事由は以下のとおりとする。

- (1) 申込内容等に虚偽があった場合
- (2) 第2条各項のいずれかの資格要件を満たさない場合
- (3) その他、本募集要領及び仕様書の内容に反している場合

(応募者が1者又ははない場合の取扱い)

第9条 応募の結果、応募者が1者の場合であって、選定委員会の委員全員による審査を評価基準(評価項目及び評価の視点)及び評価項目ごとに設定された配点により書面で行った場合は、プレゼンテーション審査を省略するものとする。審査の結果、各委員の評価点の平均が満点の6割以上となった場合は、当該者を委託先候補者に決定する。

2 応募の結果、応募者がいない場合、選定委員会に諮った上で、再度企画提案を募集するものとする。

(選定結果の通知及び公表)

第10条 選定結果の通知及び公表は以下のとおりとする。

- (1) 選定結果については、後日、プレゼンテーション審査に参加した全ての事業者に対し文書で通知するとともに、企画提案者の名称や評価点等を公表する。
- (2) 公表に当たっては、選定された委託先候補者以外は、個別の評価点が特定できないように配慮する。
- (3) 審査・選定結果に関する質問には応じないものとする。